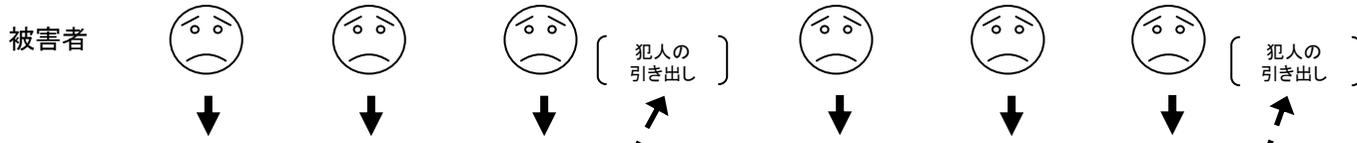
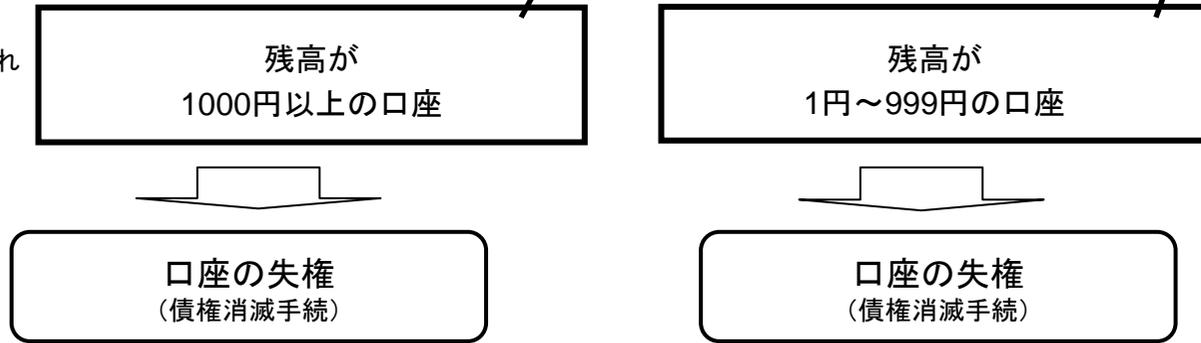


振り込め詐欺救済法の制度概要



(参考)

- ・誤って失権された預金者等の事後的な救済に備えるため、預保納付金の一定割合を留保しておくこととされている（法第20条第1項）。
（現在、留保割合は、内閣府・財務省令において100%とされている。）
- ・一旦留保した預保納付金についても、上記の事後的な救済のための支払の「必要がなくなったとき」（法第20条第2項）には、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。
- ・留保しない金額は犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。



[総額約0.5億円]

